

'98

No. 330 号 3 月号



トークと歌で開場を魅了

坂上二郎氏 記念講演会

鹿部中央公民館全面改修記念として
3月4日～3月8日の間「町民いき
いき公民館まつり」が実施され、初
日に坂上二郎さんを講師に迎え、講
演会が開催されました。



会場内は超満員

平成九年度 教育委員会表彰

平成九年度

平成九年度鹿部町教育委員会表彰式が、三月五日中央公民館において開催されました。

この表彰は、当町における学校教育・社会教育・社会体育の発展、興隆に寄与し、その功績顕著な方(団体)に贈られるもので、本年度は学校教育と社会教育より、次の方々が受賞されました。

《学校教育表彰》

○学校教育功績賞

清水 清乃さん

平成九年度北海道中学校体育大会渡島支庁柔道競技大会において、女子四十八kg級で優勝し、第二十五回北海道中学校柔道大会に出場し健闘されました。



《社会教育表彰》

○勤労青少年優良賞

濱出 由希子さん

渡島リハビリテーションセンター寮母職として勤務し、重度身体障害者特別養護老人施設において入所者の生活援助及び指導等にあたり多くの方からの信望も厚く、後輩の良き指導者として先輩、同僚からも深い信頼を受け他の模範となっております。



坂井教育委員長 あいさつ

平成九年度

鹿部町青少年健全育成

町民のつどい開催

三月六日、鹿部町青少年健全育成町民会議並びに鹿部町PTA連合会の主催により「鹿部町青少年健全育成町民のつどい」が中央公民館において開催されました。

今回の「町民のつどい」は、青少年を健全に育成するために町民が一堂に会し、青少年を取り巻く現状を認識し、家庭・学校・地域の果たす役割

三月六日、鹿部町青少年健全育成町民会議並びに鹿部町PTA連合会の主催により「鹿部町青少年健全育成町民のつどい」が中央公民館において開催されました。

今回の「町民のつどい」は、青少年を健全に育成するために町民が一堂に会し、青少年を取り巻く現状を認識し、家庭・学校・地域の果たす役割

入選標語

◎ 優秀作

鹿部小学校 4年

清水 利 誌 (おおしみず としふみ)

「つくろうよ 資源と自然を守る町」

鹿部小学校 6年

小 嶋 康太朗 (こじま こうたろう)

「あいさつは 人をいたわる 第1歩」

鹿部中学校 3年

佐 藤 静 保 (さとう しずほ)

「あいさつで 私も笑顔 あなたも笑顔」

鹿部中学校 3年

三 谷 愛 美 (みつや あいみ)

「声かけよう 一人ぼっちの あの人に」



入選標語表彰式の模様



ハート音楽院アンサンブルによる歌と踊り



来賓挨拶 相澤町長



主催者挨拶 松川忠男氏

3月4日～3月8日

町民いきいき公民館まつり開催

(鹿部町生涯学習フェスティバル)

P 3・P 4

～特集号～

Part I

静



町民いきいき公民館まつり（鹿部町生涯学習フェスティバル）が、三月四日から三月八日、中央公民館において開催されました。

今回のまつりは全面改修した公民館のお披露目もかね、テーマは、「出会い・ふれあい・まなびあい」で、会場内にはテーマどおり町内事業所・協賛のパネル展示、水遊館、体験コーナーや町民の学びの成果である、写真、書道、焼き物、生け花、絵画など町民の手づくり作品の数々が展示されました。

会場に訪れた町民からは、「上手だね。」「機会があったら私たちも一度挑戦してみたい」などの感想も聞かれました。

舞台発表の部では、幼稚園児によるお遊戯を始め、舞踊などが披露されました。

また、よさこいソーラン踊り・太鼓の体験・フラワーアレンジメント教室なども開催され会場を訪れた方々の関心を集めておりました。



町民いきいき公民館まつり

Part II 動



公正で 透明な 行政運営を

鹿部町行政手続条例 4月からスタート

町では、町条例・規則等に基づく処分や届出及び行政指導について、一般的な手続きをルール化し、より公正で透明な町政の運営を図るため、鹿部町行政手続条例を制定し、4月1日から施行します。

この条例の施行により、許認可等の判断基準がオープンになるなど、町民の権利利益の保護につながります。

条例の主な内容は、次の表のとおりです。

項 目	事務の流れ	行政手続条例の主な内容
申請に対する処分 [許可、認可、承認、更新など]	申 請 → 審査基準に基づき審査し、標準処理期間内に処理します。 → 許 認 可 等	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準（許認可等の判断基準）と標準処理期間（申請から許認可等がされるまでの標準的な期間）を設定し、窓口へ備え付けます。 申請を拒否する場合は、その理由を示します。 ↓ どのような場合に許認可が得られるのか、申請をしてから許認可されるまでの期間はどのくらいかの目安がわかります。
不利益処分 [許認可の取消し、改善命令、営業停止命令など]	事 実 の 発 生 → 聴聞手続または弁明手続を行います。 → 不 利 益 処 分 聴聞手続＝許認可の取消しなどの場合、処分の内容等に対し、口頭で主張、立証ができます。 弁明手続＝改善命令などの場合、処分の内容等に対し、文書で主張、立証ができます。	<ul style="list-style-type: none"> 処分の基準を設定し、窓口へ備え付けます。 不利益処分を行う前に、聴聞手続や弁明手続を行い、処分を受ける方の意見を聴く機会を設けます。 不利益処分をする場合は、その理由を示します。 ↓ どのような場合に、どの程度の処分を受けるのかが分かりやすくなり、また、処分を受ける前に行われる聴聞や弁明の手続により、自分の意見を主張できます。
行政指導 [指導、勧告、助言、要請など]	町 の 機 関 → 行政指導の趣旨・内容・責任者を明示します。 → 相 手 方	<ul style="list-style-type: none"> 行政指導の内容は、相手方の任意の協力により実現します。 行政指導に従わないことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。 行政指導の趣旨・内容・責任者を明示します。 口頭で行われた行政指導について、書面の交付を要求できます。 ↓ 行政指導のルールが定まり、その明確性や透明性が向上します。
届 出 [設置届、完了届、事業報告など]	届 出 → 提出先の事務所に到達したときに、手続が完了します。 → 町 の 機 関	<ul style="list-style-type: none"> 記載事項や必要書類など、届出の形式上の要件が満たされている場合は、提出先の事務所に到達したときに、届出の手続は完了します。 ↓ 要件に適合している届出を、受け付けないといったことがなくなります。

▶▶ 4月1日から水道工事の申し込み方法が変わります。◀◀

国が進めております「規制緩和」に対応して水道法の一部が改正され、給水装置工事等を行う指定水道工事店制度が変わります。

このことに合わせて鹿部町では、鹿部町水道事業給水条例等を改正して、指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」といいます。）の工事の施行範囲を変更することにより、給水装置工事の申し込み方法を変更します。



【水道法の一部改正の主な内容】

- 新たな指定水道工事店制度を設け、明確かつ一律の指定の基準を定めました。
- 給水装置工事主任技術者という国家資格を創設したほか、給水装置の構造、材質の基準を明確に定め、工事を適正に施行できるよう全国統一的な技術水準の確保を図りました。



指定事業者名

(有)松浦配管	☎ 7-2229
渡島設備工業(株)	☎ 7-2950
丸谷配管(株)	☎ 2-3395
昭栄設備工業(株)	☎ 7-3649

◎ 給水装置工事主任技術者は、どのようなことをするのですか。

★ 各指定事業者ごとに選任する主任技術者は、担当する給水装置工事の技術上の総括者として、次の職務を担当します。

- ・ 工事に関する計画から施行までの調査、管理のほか、工事に従事する者の指導監督。
- ・ 構造、材質の基準に適合していることの確認。
- ・ 配水管から水道メーターまでの工事について、水道課との連絡調整

【鹿部町給水条例の改正の主な内容】

- 指定事業者が施行できる範囲を拡大し、配水管の分岐からじゃ口まで、すべての給水装置の設計施行ができるようになります。
- 4月1日以降は、指定事業者が直接申込者と契約して工事を行います。工事は、水道法で定められた国家資格をもつ給水装置工事主任技術者が責任をもって設計施行することになります。
- 水道課では、給水装置の構造、材質の基準の適合を確認するため、従来どおり設計審査と工事検査を行います。

なお、設計審査と工事検査を受けるときは、手数料を添えて申請することになっています。

～ 給水装置工事関係のQ & A ～



家を新築するんですが、どこに申し込めばいいのですか？

4月1日以降の申し込みは、指定事業者に、直接申し込んでください。

水道課への手続きは、申し込みを受けた指定事業者がお客さんに代わって行います。



給水装置の改造や故障修繕も指定事業者が行うのですか？

給水装置の工事は、新設するものだけでなく、古くなった管や器具の取替え、修繕なども指定事業者で行いますので、指定事業者とご相談ください。



給水装置工事は、指定事業者であれば、他町村の工事店に、申し込んでもいいのですか？

他町村に店舗をもつ工事店でも、容易に鹿部町の指定を受ける事が出来ます。指定を受けた後は工事を行う事が出来ます。

頼んでもなかなか工事をやらしてもらえない、また知人が水道工事店をしているようなときは頼むことが可能です。



給水装置工事費は、誰に支払えばよいのですか？

給水装置工事の費用は、契約を結ぶ指定事業者に直接お支払いください。なお、書類の審査や検査に要する手数料は、指定事業者が水道課に支払っていただくことになります。



《口座振替制度のご利用を》

銀行など金融機関の預金口座から自動的に水道料金を、お支払いしていただく制度です。郵便局でも取り扱っていますので、是非ご利用ください。

詳しいことは、水道課窓口（☎7-3640直通）か町内の金融機関でご相談して下さい。

国民年金に加入されている皆さん

平成9年度分 年金保険料の 払い忘れはございませんか!!

現在まで、お支払いいただきました平成9年度分の国民年金保険料の納付案内書は、平成10年5月1日以降はご使用できません。

まだ、平成9年度分の保険料を納められていない方、又、納め忘れた方は4月30日（木）までにお支払い下さいますようお願いいたします。

※平成10年度分国民年金保険料（平成10年4月～平成11年3月）（9年度保険料）

定額保険料	1ヶ月	13,300円	←	12,800円
付加保険料	1ヶ月	13,700円	←	13,200円

国民年金 保険料

前納制度をご存知ですか？

前納って何？



国民年金の保険料は、毎月納めることが原則ですが、1年間または一定の期間分をまとめて納めることができます。

これを「前納制度」と言います。

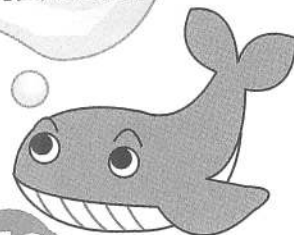
前納すると、保険料が割り引きされますし、納め忘れの解消にもなりますので、ぜひご利用ください。



★平成10年4月から平成11年3月までの1年間分を平成10年4月に前納したとき

	毎月納めた場合	1年前納した場合	割引額
定額	(13,300×12月) 159,600円	155,750円	3,850円
定額+付加	(13,700×12月) 164,400円	160,430円	3,970円

どれ位
割安なの!?



※メモ 150,000円を1年定期に預けた場合の利息は約300円(税引後)



お問い合わせは、市(区)役所・町村役場の
国民年金窓口へ!!

健康へのページ

花粉症ってなあに？

花粉症とは、原因となる花粉がたくさん飛んでいる時期に、鼻や眼の症状（くしゃみや鼻水・鼻づまり、眼がかゆい・涙がでるなど）ときには耳、のど、気管支、皮膚、胃腸など全身にアレルギー症状がでる病気のことです。



◆なぜ花粉症がおこるのか

花粉症は、花粉に対するアレルギーがあることと、環境による要因でおこると考えられています。つまり、アレルギー体質の人が、毎年、花粉飛散時期に大量の花粉を吸入しているうちに、その花粉に対する抗体が血液中にできます。そして、その花粉に反応しやすくなり、ある年からアレルギーをおこして、種々の症状がでてくるようになるのです。

◆花粉症のおこる時期と原因となるおもな花粉

日本では、木の花粉による花粉症が多いのが特徴です。なかでも、北海道や沖縄をのぞくと、スギ花粉による花粉症がほとんどを占めます。

北海道では3月下旬からスギ花粉全線が到来し、5月上旬まで続くといわれています。また、ヒノキによる花粉もスギ花粉と前後して、3月下旬から5月下旬にかけて飛んでいます。

雨上がりの天気の良い、風のある日は特にたくさん花粉が飛び散りますので、注意が必要です。

その他、カモガヤなどのイネ科花粉症は初夏、ブタクサ、ヨモギなどの雑草の花粉症は秋におこります。

◆花粉飛散時の予防法

花粉症は、自然に治るといことはごく少ないので、医師の診察を受け、上手に治療していくことが大切です。また、日常生活では、次のことに気をつけましょう。

1. なるべく外出をひかえ、外出時にはマスク、メガネを着用する。安価なものでよい。
2. 外出時の衣類は、毛織物でなく、表面のすべすべしたものがよい。
3. 外出から帰ったら、洗眼、うがい、よく鼻をかむ。
4. 家の窓、戸はできるだけ閉めておく。



4月の保健事業

1日 (水)	ツベルクリン反応検査 受付13:30~14:00 総合体育館保健室	17日 (金)	三種混合ワクチン予防接種 受付13:30~14:00 総合体育館保健室
3日 (金)	ツベルクリン反応判定・BCGワクチン予防接種 受付13:30~14:00 総合体育館保健室	22日 (水)	健康相談 受付14:00~16:00 老人いこいの家
8日 (水)	健康相談 受付14:00~16:00 老人いこいの家	23日 (木)	水産加工場健診 受付9:30~ 中央公民館
14日 (火)	赤ちゃん健診 受付13:30~14:00 総合体育館保健室	24日 (金)	水産加工場健診 受付9:30~ 中央公民館

阪神・淡路大震災のお知らせ

義援金申請は 平成11年3月31日までに

義援金の申請をまだされておられない方は、平成11年3月31日までにしてください。

なお、当初平成10年3月31日までとされていた住宅助成金（持家修繕助成、賃貸住宅入居助成、住宅再建助成）についても、平成11年3月31日までとなりました。

配分項目及び申請書の提出先等は、次のとおりです。

配分項目	申請書提出先及び問合せ
死亡者・行方不明者見舞金 住家損壊見舞金 重傷者見舞金 要援護家庭激励金 被災児童・生徒教育助成金 被災児童特別教育資金	兵庫県南部地震義援金 募集委員会事務局
住宅関連助成金 持家修繕助成金 賃貸住宅入居助成金 住宅再建助成金 生活支援金 (当初分・追加分とも)	各被災時の住所地の 市役所又は町役場の 担当課

すでにこれらの義援金を受けられた方及び過去に申請したが認められなかった方は、該当しません。

平成10年 春の火災予防運動の 実施について

実施期間

平成10年4月20日（月）から
平成10年4月30日（木）まで

統一標語

「つけた火は
ちゃんと消すまで
あなたの火」

小林 氏
タカカ 氏
八才 氏
鹿部 氏



おくやみ
もうしあげます

山口 氏
智也 氏
政幸 氏
宮浜 氏



おたんじょう
おめでとう

世帯と人口

平成10年2月28日現在
()は前月比です

世帯数	1,542世帯 (-3)
男	2,411人 (+2)
女	2,445人 (-1)
計	4,856人 (+1)

戸籍の窓

お知らせ

函館市在住（鹿部町出身）小林一夫様より町行政のためにお役立て下さいと150万円のご寄付がありました。

町では、社会福祉事業促進のため、ご芳志通り有効に活用させていただきます。

本当にありがとうございました。



10年4月1日からは定年制が60歳以上とすることが義務付けられました。

事業主が定年の定めをする場合には、その定年は60歳を下回ることができなくなります。これは、新たに定年制を設ける事業主はもちろん、既に定年制をさだめている事業主についても同様です。

平成10年4月1日以降、60歳を下回る定年は無効となり、定年を理由として労働者を退職されることができなくなりますので、60歳を下回る定年を定めている事業主におかれましては、早急に60歳以上の定年に改め下さい。

※詳しくは、函館公共職業安定所事業所部門までお尋ね下さい。(0138-26-0735 内線444)